

かながわ障がい者計画の改定について

平成 26 年 3 月に策定した「かながわ障害者計画」について、平成 30 年度末で計画期間が満了するため、新たな計画を策定する。

1 改定の概要（案）

(1) 計画の位置付け

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 2 項に基づく法定計画である「都道府県障害者計画」であり、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画とする。

(2) 計画期間

平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とする。

(3) 対象区域

県内全市町村とする。

(4) 計画改定の考え方とポイント

- ・ 国が平成 29 年度末に策定する「障害者基本計画」を基本とするとともに、本県の障がい者の状況等を踏まえ、改定する。
- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定や「津久井やまゆり園再生基本構想」の策定、「神奈川県障がい福祉計画」等を踏まえ、県の障がい者に関する取組みを計画に反映させる。

2 スケジュール案

平成 30 年 7 月	神奈川県障害者施策審議会において改定計画について審議
11 月	神奈川県障害者施策審議会において改定計画素案について審議
平成 30 年 12 月 ～平成 31 年 1 月	改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
平成 31 年 2 月	神奈川県障害者施策審議会において改定計画案審議
3 月	改定計画の決定

※ 障がい当事者、ご家族等関係者からの意見聴取を別途行う予定